

中山間地農村における地域共同管理

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 菊本, 舞 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/429

中山間地農村における地域共同管理

—— 石川県輪島市三井地区の農業水利施設を事例に ——

菊 本 舞

1. 問題の所在

(1) 市町村合併と狭域行政の行方

明治、昭和に次ぐ第三の合併といわれる市町村合併が進行している。地方への権限委譲に伴い、行財政の専門化と効率化の観点から、ある程度の規模の職員集団と経営基盤の充実した基礎的自治体が求められ、現在の市町村が再編成されようとしている¹。

この過程で見過ごされてはならないのが、これまでの市町村による独自のサービスや政策・施策が合併によってどのような影響を受けるかという点である。市町村独自の政策・施策は、地域の歴史・文化・産業等の特性に根ざし、住民同士や住民と市町村との緊密性がその実施を可能にしてきた²。合併すればこれまでの市町村は新市町村の一部になるため、新市町村住民への公平性の観点から、旧市町村独自の政策が何らかの変更を余儀なくされ、施策が均一化・画一化されたり、優遇制度や規制がなくなることが予想される³。もし従来どおりのサービスや施策を継続しようとするれば、新市町村を構成するすべての旧市町村の利害関係の調整と、極めてきめ細かい政策やゾーニングなどが新たに必要になる。

実際、明治期以降、合併を幾度と繰り返した現在の市町村は⁴、旧町村の範囲を大字、小字として残し、行政区あるいは地区として位置づけている。このような地区を元に、旧市町村内の利害調整は旧市町村の地域内におかれた任意の自治会等の住民自治組織を通じて行われてきた。また、市町村の基本計画などを策定する際には、地区ごとに計画がたてられている。このこと

は、市町村が合併を繰り返し広域化しても、それまで存在していた旧市町村のような狭域の自治の単位が何らかの形で住民の側からも行政の側からも必要とされるために、旧市町村の枠組を簡単に外すことができないことを示している⁵。

市町村合併で基礎的自治体の規模が拡大するということは、これまでの団体自治と住民自治とが合併後どのように確保されるかという問題を生む⁶。合併すればこれまで団体自治とされてきたものの一部は、新市町村の団体自治としては取り込まれない可能性があり、必要とあらば住民自治で対処していくほかはない。それは新市町村の政策の計画・審議・決定などの各過程への住民の参画や意志の反映の保障と、住民自身による地域への直接の働きかけによる地域の再生産の条件の維持・創出というふたつの方向でなされる。特に后者は、狭域行政の地域的範囲やその主体としてこれまでも大きな役割を果たしてきた自治会等住民自治組織の重要性を高める。

(2) 地域の再生産条件' 特に水管理

地域の再生産の条件の対象として最も基本的なものは水と土地であった。それは特に日本の農村が、稲作という共通の目的のために水と土地を共同管理する必要から地域が形成されたからであり、現在の農村地域における自治会等の住民自治組織は、藩政期以降の村を起源とする自然村の範囲と地域を一にするとされている。

水系を中心に面的な広がりをもって管理が必要な水は、歴史的に共同作業によって治水や利水を可能とさせてきた。水管理は特に明治期以降、資本や行政などの専門的機関にとってかわられるようになるが、その過程は地域の共同作業による管理の崩壊と同時に進行する。一方でそれは水需要や水管理の広域的な必要性から法制度などの体系化による権力を伴った形で進行し⁷、また他方で資本主義経済の浸透、地域経済の変遷に伴い、地域的な結びつきの変化によって地域の共同作業だけでは困難な事柄について地域から要請されることではじめて専門的機関が形成される。

特に農業水利について見ると、高度経済成長期以降の兼業化の進行により地域住民相互の連絡関係が切断されたこと、稲作の機械化、専作化等により

生産者相互の連結が切断されることを通して、面的な地域の水と土地の管理を通じて形成されてきた地域＝「むら」の一体感が喪失したことが、地域の共同作業を困難にしてきた。さらに農業水利に関わる施設は大規模化、自動化、高度化することによって、水管理に関わるシステム、規模、形態を変化させてきた。権利主体、管理主体、利用主体は「むら」を背景にもつ自治的な主体だけにとどまらず、「むら」としての地域範囲を大きく超える県、市町村、土地改良区、電力会社等を含む様々な主体が入り込むことになり、個の合理性が追求された。しかし様々な主体が入り込む経済活動の一環としての水需要の高まりは、同時に水管理の重要性を高めた。つまり主体の複雑化、重層化は同時に管理体系の広域化、一元化を必要とするようになった。

水管理の専門的機関としては土地改良区があげられるが、現在も、基幹的施設については土地改良区が直轄管理しても、末端施設については下部組織が管理している農業水利施設は多い⁸。専門化、高度化が進んだといっても、依然として末端施設については当該地域で維持管理されるのは、施設の維持管理コスト、問題発生時への迅速な対応といった問題があるためである。維持管理コストは、当該地域で維持管理される場合、労力や必要資材について現物経済で成り立つことが多いのに対し、土地改良区で直轄管理されるようになれば費用化されることになる。

かつて永田恵十郎は陣内義人の研究を受けて⁹、次のように述べている。「末端用排水路施設の土地改良区の一元的管理体制への組み入れで上昇する維持管理コスト」について、これを吸収できる「経済力を備えた農業経営＝水利用主体が登場するならば、『集落共同体』の崩壊はむしろ社会進歩」¹⁰で歓迎すべきであるが、実態としては、陣内義人が述べるように「集落共同体」の崩壊は「農業経営の自生的発展と結びつい」ているのではなく、むしろ「農業経営の衰退的傾向と結びつい」ており、それが同時に用水や施設管理機能の荒廃をもたらしている¹¹。そこで、永田は稲作中心の日本の農業経営は土地と水の「面的占取」の視点が不可欠であり、「集团的・協同的結合を契機」とする「単一の意志主体のもとで管理される経営体」である「地域営農集団」が創出され、それらを主体とした「水利施設・用水維持管理システム」の構築が必要であるとした¹²。永田においては、農業水利に関わる基幹

的施設は土地改良区で、末端施設については地域営農集団で管理する方法が描かれているが、地域営農集団の姿は、それを構成する地域の特性が多様な内容をもっているために、それぞれの地域で様々な内容をもったものとなるはずである。

(3) 地域共同管理による地域の再生産条件の維持

地域はそれぞれの歴史の中で地域独自の方法で地域問題に対処し、それぞれの地域の再生産の条件を保ってきた。特にかつての「むら」では、生活・生産の再生産条件は一体化されており、その維持のために、様々な「地域資源」¹³が共同管理されてきたのであった。共同管理とは、生命の再生産にかかわる資源、インフラストラクチャーなどで、個人では、生産・維持・管理・保全・運営等が不可能な対象について、良好な状態を維持するために共同の作業をもって継続的に働きかけることを意味する。その継続性が、新たな条件を加えることによって変化を促したり、さらに新たに創出していくことにつながる。このような様々な生命の再生産の条件に対して共同して継続的な働きかけを可能にしていく一定の範囲を本論文で扱う地域とする。共同管理に対応した地域は、その管理対象等によって多様な範囲をもつものと考えられ、必ず地方公共団体や行政区としての地域と一致するわけではなく、複層的・重層的なものである。大窪一志が、欧米の地域自治と異なり、日本の地域自治は「近隣 (neighborhood) が単位」として発達し「上から被せられた市町村とは機能がずれている」¹⁴と述べているように、例えば農業センサスの「農業集落」は農業上の結びつきにもとづく農村の地域社会ととらえられているが、この「農業集落」は行政区と必ずしも重なりあわないとして調査の中では実態に即した集落把握がなされている¹⁵。共同管理によって居住者に地域の範囲が認識されてくれば、さらなる共同管理の充実のために「地域共同管理」¹⁶が組織化されてくる。地域共同管理組織は、歴史的に遡れば「むら」ということになり、現在では自治会等の住民自治組織が代表的な姿である。

地域共同管理とその組織は、その継続性の点から地域の連帯や自治能力を高める。その結果危機対応能力を高め、維持管理に関わる費用を低く抑え¹⁷、当該地域の代表機関として窓口を確保するという点で、地域住民のみならず

行政サイド等の専門的機関にとっても重要である。

本論文では中山間地農村における地域共同管理として、農業水利施設に関わる維持管理を中心に扱う。地域共同管理は農業水利だけに関わるわけではないが¹⁸、共同管理の発生史からみて土地と水の共同という共同管理の原型に関わる問題である。

対象地域の石川県輪島市三井地区は、住民自治組織としての区や班の範囲と一致する様々な地域共同管理対象が存在し、かつ石川県輪島市の水源地域に当たる最上流地域のため、地域共同管理対象の権利・利用・管理主体が一致している。また、藩政期以降の自然村を土台とする住民自治組織である区会を中心に地域運営がはかられている。よって、地域共同管理の対象と主体が比較的シンプルな形で現れ、そのシンプルな形態を考察することで、本論文では扱うことができない都市部や混住化地域における自治会等の住民自治組織の地域共同管理の今後の可能性を見出すことができると考えられる。

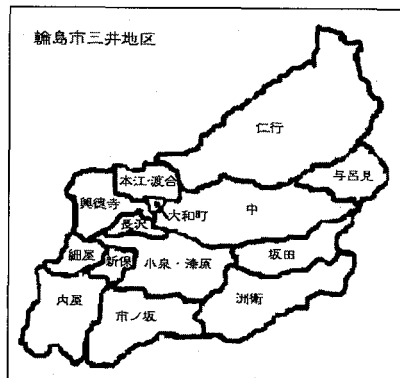
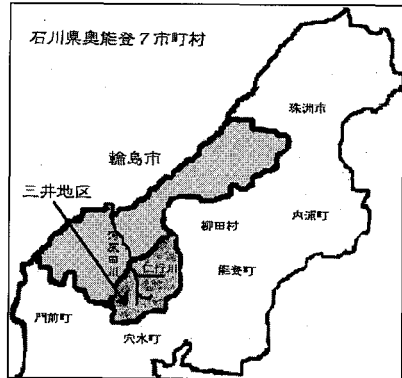
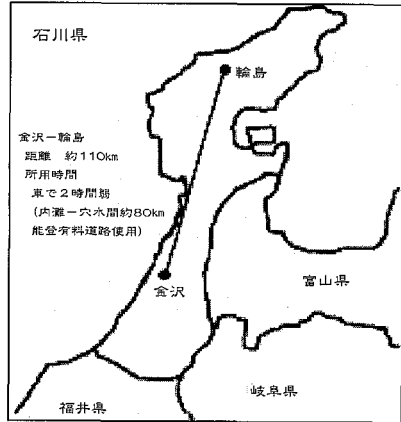
また、三井地区は石川県輪島市を構成する6地区において最大面積地域でありながら、その80%以上を山林に覆われ、高齢化、少子化、過疎化¹⁹、農林業の衰退といった条件不利地域の地域問題があらわれている地域である。このような地域問題は地域共同管理やその組織の存続を危うくし、当該地域住民のみによるその解決を難しくしている。三井地区のように水系の最上流部で権利等が集落内で完結しているような地域では、権利・利用・管理の主体が一致しているために²⁰、現在もなお地域の共同作業によって水管理が行われているが、中山間地域等の条件不利地域のもつ公益的機能の観点からすれば²¹、区市町村、土地改良区、住民自治組織（任意の生産組合、区会など）等の様々な公共部門が重層的に主体となっていくことが必要である。それらの主体は単に交換・代替可能な役割を担うわけではない。それぞれの公共部門は相互に交換することのできない相補性を持ち、有機的な連関をもってこそはじめて有効に機能する。つまり一方で中山間地域等の条件不利地域に継続して世代交代を可能にしていくような定住条件を整えることが必要であり、その定住条件は地域の継続的な共同作業を可能とするようなものでなければならない。また他方で区市町村や土地改良区などの専門的機関と専門的知識や技術の介入、行政の財政的支援が必要である²²。そして、地域共同管理を

可能にする範囲の地域と専門的機関の関係は画一的なものではなく、各地域ごとに異なるはずである。それは本論文におけるわずか数十戸の地域ごとに様々な方法によって地域の条件に合わせた形での共同管理の実態をみるとき明らかとなる。地域共同管理の内容やその主体の多様性、重層性は、当該地域の生活者の再生産の条件（それは地域共同管理の主体を再生産するというを同時に意味する）をどのように確保するかという問題をつきつけるのである。

2. 輪島市三井地区の概況

(1) 三井地区の概況

輪島市三井地区は石川県輪島市を構成する一地区である。輪島市は1954（昭和29）年に旧1町6村が合併（2年後にさらに1町が合併）し誕生した。三井地区は旧三井村にあたり、奥能登の山中に位置し、川沿い及び山中に集落が位置している。三井地区の総面積は5,700haで、そのうち山林面積が5,000haを占め、すでに8割が植林済みである。また農業経営耕地面積は199haで、うち田が170haを占める。元々農林業中心地域であったが、林業のみで生活



することのできた世帯は少なく、多くの世帯が林業（山林所有の少ない者は炭焼業）と農業で生計をたててきた。現在の実農家数は292（2000年）である。三井地区は現在14の区から構成される²³。人口は1950年の3,303人（輪島市40,618人）をピークに減少し続け2000年では1,825人（輪島市26,381人）、三井地区世帯数は531（2002年）である。

区の世帯はそれぞれが氏子集団と同一であり（ただし小泉・漆原区、渡合・本江区には、それぞれ2つの氏子集団がある）、区ごとに神社、寺、宮田、共有林等の共有財産を持ち、祭の行事や神社の維持管理を行う。また各氏子集団ごとの祭に加え郷社祭がある²⁴。講は門徒ごとの講と、区（班）ごとの地縁的講とがあり、寺で行われる講行事に加え、区、班、講組を中心とする講も定期的に行われる。三井地区における祭や講行事の多さと氏子・門徒集団としての集落の結びつきの強さは、区会運営費にも現れ、経費・積立金等各戸の負担は大きい。また区費には計上されない経費として神社の祭りに用意される御膳等の経費があり、その当番にあたる「お当」が負担する。

(2) 三井地区の農業と用水

三井地区の農業は、表1からわかるように、兼業率が高くかつ65歳以上の高齢者によってその多くが担われていることがわかる。

三井地区の農業用水は、同地区が輪島市の水源地域にあたる最も上流の地域に属し、谷間の狭小地及び河川の支流沿いに集落及び水田が位置していることから、小規模の頭首工（取水用の堰）による自然流入の取水が主に行われ、水が不足しがちな地域では溜池が補足的に利用されてきた。その後1960年代以降、頭首工及び用水路のコンクリート化や揚水ポンプによる取水で、現在に至るまで主に関係受益者や当該区による管理が行われてきた。

三井地区の水利施設のうち、県の水利台帳に記載されている水利施設は15ヶ所あり、うち14ヶ所が灌漑用水取水目的であり、1ヶ所が消雪用用水取水目的となっている。ただし水利台帳に記載されているのは県が管理する2級河川部分のみである。例えば仁行区の場合11の取水施設があるが、そのうち水利台帳に記載されているのは2ヶ所であり、小泉・漆原区では5つの取水施設があるが水利台帳に記載されているのは1ヶ所である²⁵。

表1 各区農家率*

	① 総戸数	② 農家数	③ 区長会 把握戸 数	②/③×100 農家率	④ 販売 農家	⑤ 主業 農家	⑥ 準主業 農家	⑦ 副業的 農家	⑧ 65歳以 上人口 率	
ながまわ 長沢	62	21	56	37.5%	15	0	4	11	30.9%	
こいずみ 小泉・漆原**	114	12	30	40.0%	11	2	0	9	64.5%	
しんぼ 新保	27	19	27	70.4%	17	1	0	16	33.3%	
ほそや 細屋	14	12	12	100.0%	10	0	1	9	48.3%	
うちや 内屋	28	10	24	35.7%	10	0	5	5	35.7%	
いちのさか 市ノ坂	75	40	70	57.1%	35	1	7	27	30.2%	
すえ 洲衛***	50	28	48	56.0%	25	0	4	21	23.3%	
あきた 坂田	10	5	10	50.0%	4	1	0	3	41.2%	
よろみ 与呂見	31	14	27	45.2%	13	0	4	9	41.3%	
にぎょう 仁行	区全体	80	44	77	55.0%	31	2	2	27	36.8%
	しもにぎょう 下仁行班	13	7	13						
なか 中	40	19	39	47.5%	15	0	4	11	36.2%	
こうとくじ 興徳寺	64	38	54	70.1%	28	0	0	28	34.6%	
ほんづ 本江	57	30	55	54.5%	27	0	2	25	36.9%	
とらい 渡合									32.3%	
やまとまち 大和町			4							

①②④⑤⑥⑦については2000年農業センサス集落カードより作成。

③は三井地区関係協力金及び輪島市社会福祉協議会会費、共同募金のための三井地区区長会資料(2001年)より、仁行区下仁行班についてはヒアリングにより作成。

⑧は2000年国勢調査の年齢別人口から作成。

* ①と③の数字の違いは調査年度の違いによるものもあるが、区によっては神社会計と区会会計が未分化で一括で処理している区があるため、居住していても区会費(区費)を納めず区会に参加しない世帯もある。③の三井地区関係協力金には、「あて祭神事」(年に1度の「あての森フェスティバル」に三井地区のすべての氏子集団が神輿等と共に会する)に関する経費が割り当てられており、三井地区における区会の加入世帯がそれぞれの区内の神社における氏子集団と同一視されていることがわかる。

**小泉・漆原区の①と③において数が大きく異なっているのは、同区内に特別養護老人ホーム「あての木園」があり、「あての木園」の入所者も①の戸数に含まれているためである。さらに⑧は同特別養護老人ホームの入所者84名を含むため、他の区と比べて高い割合となっている。

***洲衛区の⑧で低い割合となっているのは、能登空港建設関連従事者54名を含むためと考えられる。

3. 揚水ポンプ及び用水路の維持管理

(1) 揚水ポンプ利用の3つの地域

以下では、揚水ポンプを使用する^{しもにぎょう}下仁行、小泉・漆原、^{しんぼ}新保の3つの区(班)における揚水ポンプ・用水の運用を事例として、本来、生産の条件として必要とされ維持管理されてきた農業用水が、水利組合等の集落の農業者世帯の集団ではなく、非農業者世帯を含めその区(班)に居住する世帯全体の共同作業によって維持されていることから、それぞれの地域共同管理のあり方を検討する。農業用水の中でも特に揚水ポンプを利用する地域について取り上げる理由として、①頭首工と違い定期的に機械のメンテナンスが必要であり、運用には電気代の費用負担が生じること、また②日常的な使用や電気代を管理することから日常的な管理者が必要とされること等の揚水ポンプの運用にかかわる条件が、農業の機械化、個別化の過程で受益者負担とされたにもかかわらず、すべてを受益者負担とするのではなく、賦役や費用負担を区(班)によって共同で負担する方法がとられていることがあげられる。負担方法の内容は区(班)によって異なり、また同じ方法でも、区の全世帯が受益者であった段階と一部しか受益者がいない段階、また区費徴収における財産割及び均等割の割合の違いによりその性格はおのずと異なる。

センサスを見る限り、3つの地域の農家率は新保区が最も高く、小泉・漆原区が最も低くなっている(表1、表2を参照)。それに対応するように、

表2 総戸数及び農家数の推移

		1970	1980	1990	2000
仁行	総戸数	83	85	78	80
	農家数	78	65	65	44
小泉	総戸数	26	31	28	114
	農家数	25	23	22	12
新保	総戸数	27	29	28	27
	農家数	27	25	21	19

2000年世界農林業センサス農業集落カードより作成。

表3 施設等管理への出役義務

	農道	農業用排水路	生活関連施設
仁行	農家	農家	全戸
小泉	全戸	農家	全戸
新保	全戸	全戸	—

2000年世界農林業センサス農業集落カードより作成。
 表中の「全戸」は全戸に共同作業の出役義務があり、
 「農家」は農家に共同作業の出役義務がある。

農道、農業用排水路に関わる管理は農家率の高い新保区は全戸に共同作業の出役義務があり、農家率の低くなる仁行区や小泉区では農家の共同作業が中心になる（表3を参照）。表だけみれば農道や用水などは直接受益者のみで管理されているように見える。しかし、後に明らかになるように、農道、農業用排水路の管理が農家となっている仁行区において、下仁行班のみは班全体で揚水ポンプや排水路が掃除されるなど、その内容は多様なものを含んでいる。農道については全戸管理で農業用排水路については農家管理となっている小泉でも、春の一斉の農道や用水路の掃除は、同日に区全体で行われ、当日の役割分担で農家が用水路等を中心に掃除することが多い²⁶。

(2) 揚水ポンプの管理とそれぞれの共同作業

3つの地域のそれぞれの特徴をあらわすと以下の通りとなる。

① 仁行区下仁行班

・仁行区、下仁行班の特徴

仁行区は三井地区において最も世帯数の多い区であり、共同作業の単位や、区の運営の主体は区を構成する7つの班が中心になっており、小泉・漆原区や新保区とは異なる特徴を持っている。任意の生産組合が区内に2つあり、それぞれに生産組合長がおかれる。また、班ごとに納税組合長、宮総代が1人ずつ、委員が班に2人ずつ置かれている。区を氏子集団とする外神社の雪囲い（外し）、春と秋の小祭りの清掃及び準備、隣接する本江区との入会神社となおほはたかみすまゐいづむひめっている大幡神杉伊豆牟比咩神社（通称：大幡神社）の雪囲い（外し）、

表4 揚水ポンプの管理とそれにかかわる共同作業の特徴

	仁行区下仁行班 (戸数13)	小泉・漆原 (戸数30)	新保 (戸数27)
区 班 の 特 徴	仁行川、県道沿い。仁行(7班)区内で最も下流。班で毎月十文講を行い頼母子で競り落としている。	河原田川、県道沿いの集落。班は6。小泉、漆原はそれぞれで氏子組織を形成し神社を所有。曹洞宗系の廃寺を有し集会場としても利用。簡易水道を運営。	神社の周りに形成。講組2。村請お講と門徒講がある。区会費における最大費目は宮事業積立金。
農業規模	農家数7(6がポンプ利用) 経営耕地6ha	農家数12(6がポンプ利用) 経営耕地7ha	農家数19 経営耕地10ha
揚水ポンプ設置前	上流袋班の大渠用水を利用。春の取水時には1回/3日は用水路の点検。	ポンプの場所に以前は頭首工。新保の耕作者が設置運用。井ブタ地域の耕作者は負担無しで利用。	7ヶ所に頭首工を設け利用。2ヶ所は他部落に頭首工を設置(1つは左記井ブタ)。地内に届く前に川上の地内の田に水の大部分が入ってしまい2ヶ所とも慢性的に水不足。溜池もあり。
ポンプ名設置時期	・前入：1962(昭和37)年災害復旧事業 ・平田：1972～76(昭和47～51)年団体営圃場整備事業	井ブタ：1987(昭和62)年頃河川改修時	・樋見：1960(昭和35)年頃 ・一本橋：1977(昭和53)年県単土地改良事業：暗渠で3つの水の出口あり
総 普 請	春は8年前から班全戸参加。ポンプの利用の有無及び右岸・左岸の田の所有の有無に限らず、全戸参加で水路・ポンプ掃除、草刈を行う。夏以降は耕作者が中心。	春・夏1回ずつ全戸参加。水路・ポンプ・頭首工掃除。田を持たない人は、主に春は共有林の木起こし、夏は県道・林道の草刈に参加。	春・夏1回ずつ全戸参加。水路・ポンプ掃除、林道草刈、夏の県道草刈を行う。
出 不 足 金	なし	なし 人足費を払い人を頼む事がある	あり ・田の所有面積に応じ耕作制 ・女性参加の場合には一律500円を徴収
管 理 者	1名(最多面積耕作者)	1名(ポンプ設置の井ブタ地域居住3戸のうち耕作面積の多い耕作者2戸が交替で管理)	各1名(任期等規定なし。管理者の高齢化に伴い、昨年、今年で両ポンプ共世代交代。)
運 転	必要に応じて各自で運転	管理者のみ運転	管理者のみ運転
設置・修理地元負担金	区による負担はなし。田所有者による面積割。	区で1割を負担。残りを田所有者による面積割。	田所有者による面積割。毎年、電気代と同額をポンプ積立金に。2001年修理費の1/3を積立金から充当。
電 気 代	耕作者による面積割	耕作者による面積割	田の所有者による面積割
管理者手当		18,000円/年(区会会計から)	20,000円/年×2人(田の所有者による面積割)
区内の農業用水	揚水ポンプ2・頭首工からの自然流入9。下仁行班は揚水ポンプ2のみ。	揚水ポンプ1・頭首工からの自然流入4	現在はポンプ2のみ

郷社祭りの清掃、秋の大祭りの清掃、集会所の雪囲い（外し）については、班ごとの当番制としている。また三井地区の他の区にはない特徴として、^{じゅうもんこう}十文講（十文お講、チョウモンコウとも呼ばれる）が班ごとに開かれてきた。十文講は、班内の各家を順に会場として毎月1回開かれ、各世帯から1人ずつ参加し、会場となった家の仏壇に経をあげ（任職の参加はない）、その後飲食を共にするというもので、合わせて貯金の積立金が集められたり、班で必要な話し合いが行われることが多く、世帯数が多く区全体の寄合を開催しにくい仁行区において、実質的な寄合の場として大きな機能を果たしている。時間帯や開催日の変化や、飲食の簡素化を伴いながら、現在では下仁行班を含む5つの班で行われている。

下仁行班は仁行区において最も下流に位置する班である。前出の十文講については、下仁行班では頼母子講を同時に催すという特徴を持っている。また合わせて転作調整など農業に関する話し合いも行われる。

仁行区には圃場整備事業とあわせて1977（昭和52）年に機械の共同利用組合（協業組織）がつくられた。正組合員6名、准組合員14名によってはじめられたが、現在では、当時の責任者とされた下仁行班の1戸で管理しており、協業組織というより請負者となっている。設立当初は仁行区の30haの経営をまかなうことが予定されたが、現在では請負等を含め10haを経営している。

同区には、1971～72（昭和46～47）年頃と1990～91（平成2～3）年頃の二度にわたりダム建設計画がもちあがっている。一度目のそれは1973（昭和48）年国土総合開発事業による能登半島地域総合開発計画、二度目のそれは1991（平成3）年3月策定の第三次輪島市総合計画にそれぞれ先立っている（さらに1990（平成2）年策定の奥能登ふれあい市町村圏振興計画でも、輪島市河原田川のダムの必要性がうたわれている）。

これらのダム建設計画については、建設地区である仁行区の同意を得られなかったことからいずれも計画倒れとなった。特に計画ダムによって水没する地域の住民よりも、水没せず残る区内の上流地域の住民が、地域が分断されることで過疎や地域の荒廃が進むことを危惧した。さらに当時の三井地区（現在でも多くの地区）に水道はなく、戸別あるいは共同で沢水、井戸水等

を利用しており、ダムが建設されれば水道による水の商品化がすすみ、水を購入しなければならなくなることへの反対意見も根強かった²⁷。

・下仁行班の揚水ポンプ、用水路の維持管理

下仁行班では、2つのポンプの導入後は、田の所有者によるポンプの個別利用、水の引き入れの個別化が確立したが、全世帯15戸（1975年頃）が農業従事者であり、用水の維持・管理も全世帯で行ってきた。その後農業従事者の減少と高齢化が進み、ポンプや用水の受益者だけではその管理に支障をきたすようになり、1994年頃から班内全世帯参加でポンプ・用水掃除等を行うこととなった。班内には集落地外にしか田を持たず、前入・平田（まえいり ひらた）両揚水ポンプの用水を使用しない世帯が1戸あるが、春の用水・ポンプの掃除等には参加する。

なお仁行区における他の9つの農業用水は全て耕作者による維持管理であることから、前出の前入・平田ポンプを利用しない世帯は、班外（仁行区内）に持つ耕作地で利用する用水と合せて春の用水掃除等に2回参加することになる。下仁行班では農業用水が地域の共同施設・共同利用の対象と捉えられつつあり、下仁行班の平田・前入両ポンプを除く仁行区の他の用水は従来どおり個別生産条件の集合体として捉えられていると考えられる。

② 小泉・漆原区

・小泉・漆原区の特徴

小泉・漆原区は前出のように、明治期の市制町村制以前はそれぞれがひとつの村をなしており、現在でも氏子集団は2つに分かれていることが、仁行区や新保区とは異なる特徴となっている。神社会計についてはそれぞれの氏子集団で処理されているが、祭り行事は区の行事として両氏子集団で行っている。また神社のほかには共有田（宮田）、共有林、無住職の曹洞宗の寺である大用寺を区の財産として有し、同寺での講行事を行うほか、寺を区の集会所としても利用している。2000（平成12）年に同区では簡易水道を敷設、利用を開始した²⁸。

・小泉・漆原区の揚水ポンプ、用水路の維持管理

同区の農家率は三井地区の他の区と比べると低率である（表1を参照）が、

表5 1991（平成3）年度井ブタ水利事業収支決算書

支 出

項 目	金 額	摘 要
電力料	54,038	5月15,516
		6月16,925
		7月 6,840
		8月 9,628
		9月 5,129
管理手当	18,000	
計	72,038	

収 入

項 目	金 額	摘 要
繰越金	0	
耕作者	54,038	下記
区負担金	18,000	
計	72,038	

耕作者負担金徴収票

耕作者	居住地区	耕作面積比率	金 額
①	小泉区井ブタ	23.1	12,483
②	小泉区井ブタ	38.3	20,697
③	小泉区井ブタ	4.2	2,270
④	小泉区前田	6.1	3,296
⑤	小泉区前田	2.9	1,567
⑥	小泉区前田	8.4	4,539
⑦	新保区	11.0	5,944
⑧	新保区	2.4	1,297
⑨	市ノ坂区	3.6	1,945
	計	100.0%	54,038円

小泉・漆原区資料より作成。

①②の2名が交代でポンプ管理者を担当する。

⑦～⑨の居住地区である新保、市ノ坂は小泉・漆原の隣接区であり、新保、市ノ坂より小泉・漆原区への入作となっている。なお、入手されたのは1991年の資料であるが、ポンプ管理者手当金額が現在と同じ18,000円に変化がなく、耕作者面積比率についても現在に至るまでほとんど変化がないことから（ヒアリングより）、現在の電気代負担額についてもほぼ同様と推察される。

春夏には総普請として頭首工・ポンプ・用水の掃除や農道・林道等草刈が行われる。出不足金とはならないが、ほぼ全戸が参加し、参加できない世帯では、区で規定された人足費を超える費用で区の内外から人を雇うこともある。

ポンプ受益者は9戸だが、そのうち小泉・漆原区内の居住者は6戸であり、残り3戸は区外の居住者である。ポンプ使用電気代については耕作者による

面積割となっているが、ポンプ設置時には地元負担金のうち1割が区から支出された経緯があり、毎年のポンプ管理者手当についても区費から充当されている。

③ 新保区

・新保区の特徴

仁行区、小泉・漆原区と比べて区費等の徴収額の多いのが新保区の特徴である。区費2,000円、事業積立金1,000円、白山宮建設積立金5,000円の計8,000円が毎月各戸から徴収される(この徴収額の中にはポンプ等管理費は含まれない)。2001年には事業積立金で白山神社の石垣が積まれており(3,444,000円)、2002年にも同様の事業を行う予定である。神社のほかに共有林(戸山^{こやま}(コウヤマとも呼ぶ))を集落名義で所有しており、林道と共に管理している。

・新保区の揚水ポンプ、用水路の維持管理

春夏の総普請で特徴的な事は出不足金の徴収である。出不足金の徴収自体は三井地区の他の区でも行われているところがあるが、新保区では、田の所有面積により金額差がつけられて徴収される。2001年実績では、春は2,000円、2,500円、4,000円の3階級に分けられている(ただし夏は一律2,000円であった)。また女性参加の場合には一律500円が徴収される。2001年総普請では春は不参加7戸、夏は不参加5戸、女性参加4戸となっており、田を所有しながら耕作を全面委託をしている世帯が参加しない傾向にある。三井地区の他の区と比べると新保区は農家率が比較的高いと言えるが、農事に関わる共同作業が区全体のものとして取り組みにくくなっていることがわかる。

ポンプの電気代、管理者手当は区会の特別会計で田の所有面積割であるが、5年前からポンプごとに電気代と同金額をポンプの維持・更新用積立金として積み立てている。なお、2001年には樋見ポンプ修理費について1/3を積立金で充当し、残り2/3を所有面積割で徴収した。

(3) 各地域の維持管理法における特徴

それぞれの区ではポンプの運用や農業用水の維持管理の方法が異なっており、次のような各区・班の特徴を見出すことができる。

表6 小泉・漆原区における区費の徴収方法の変化

単位：円

区 費	徴収方法	1989年	2000年
区 費	均等割（戸割）	145,000	310,000
	地 価 割	218,500	89,500
地区外区費	地 価 割	93,900	125,900
計		457,400	525,400
均等割：地価割		32：68	60：40

小泉・漆原区資料より作成。

小泉・漆原区は三井地区の中で農家率が低いにもかかわらず、ポンプの管理について区全体で取り組もうとする姿勢が明確にあらわれているようである。それはポンプの設置時の区の1割負担、あるいは管理者手当が区会から拠出されることによる。区の内外からの区費の徴収は均等割対地価割²⁹が3：2程度³⁰（2000年実績）で均等割の割合は年々高まっており、農家・非農家、土地所有の有無にかかわらず均等負担の性格が強まりつつある。

新保区は電気代と同額を積み立てているポンプ維持・更新用積立金より樋見ポンプの修理費の1/3程度を負担した（2001年実績）。これは樋見ポンプと一本橋ポンプの受益者同士の共済関係を示すものである。もちろん両ポンプの利用者は重複もしているが、区内の生産条件の維持に関して相互扶助関係にあることを示すものである。

ポンプ管理者については、新保区の特に樋見ポンプの管理者の管理責任が高い。それはポンプが旧式でバルブの開閉の作業に技量や体力が必要とされるためである。また体力が続く限り管理者としての任務は続き、高齢を理由にのみ交代されてきた。井ブタポンプの管理者については小泉・漆原区が県道沿いに延びた地域であり、運用の便宜上、井ブタの居住者2人（耕作面積も最も多い）に任されたものである。下仁行班では最多面積耕作者が管理している。

春の用水あげ、ポンプ掃除を中心とした共同作業については現在の下仁行班が受益者負担的性格からは最も離れ、班による共同管理的性格が強くなっている。しかも、かつては受益者のみで用水・ポンプの掃除を行い、さらに

そのような維持管理が困難になった時期を経験しているだけに、下仁行班住民の共同作業としての捉え方は意識的である。一方受益者負担的性格の強いものは新保区である。全戸参加が原則であるが、不参加の場合の出不足金の負担が田の所有面積に応じて金額差がつけられることからそのように考えられる。さらに新保区では所有地を全面的に耕作委託している世帯の不参加率が高い傾向にあり、実農家と非農家の分離がより進んでいる。他方、小泉・漆原区の総普請では、出不足金を徴収すれば現金費用負担について損得を考えるようになり参加しない世帯が出ることを危惧し出不足金を徴収しない。ただし参加できない世帯では人を雇うこともあり、参加できない世帯と代わりに雇われる人との間で貨幣が介在する場合がある。集落レベルでは現物形態の労務提供を基本としながらも、新保区の出不足金徴収形態とは異なった形で貨幣が介在している。しかしながら小泉・漆原区では、従来から地域の維持にとって必要とされてきた共同体的規制が現在も何らかの形で働いており、直ちに労務の現物形態から出不足金徴収への移行形態ととらえることはできないと考えられる。またさらに、新保区のような労務の現物形態から出不足金の徴収への移行をもって、共同体的関係がより失われたとすることはできない。出不足金の徴収は地域内の共同管理に関わる労働配分をどのように行うかという問題への一つの対処方法である。小泉・漆原区では前出のように人を雇うことがある（区外の人を雇う場合もある）のに対して、新保区ではあくまで区内で完結、解決する方法がとられており、むしろ出不足金の徴収が土地総有意識や共同体的関係の強さとして現れているとも考えられる³¹。出不足金の徴収による部落運営の対応策について、玉城哲は、そのような部落では、「部落の共同労働は実質的な意味での崩壊過程に入っ」ており、「なお部落的運営の形式を維持してはいるが、もはや市場の原理を多少とも導入することなしには部落の運営も困難になってしまったことを表現するものでしかない。」としているが³²、それは出不足金徴収を徴収面からしか見ていないものと考えられる。徴収された出不足金の使途が問題である。

- ①集落外部に共同作業の担い手を確保するための委託金としての出不足金の徴収と、
- ②徴収される出不足金を共同作業の労をねぎらう飲食会費として支出する場合、
- ③集落の共有財産会計に繰り入れる出不足金など、その使途に

応じて出不足金徴収の持つ意味は異なってくる。そもそも新保区で徴収される出不足金は、社会関係の物象化としての貨幣ではない。貨幣的關係が媒介することが直ちにその集落の集落としての結びつきの崩壊につながるとは限らないのである³³。

4. 小 括

揚水ポンプを中心として農業用水を利用する地域についての維持管理にかかわる共同の仕方、個別化の対応をみた。農業用水は生産の共同条件に属し、受益者が区（班）という限られた範囲の全世帯に及んでいる段階では、その生産の共同条件の維持管理も共通に必要な生産条件として共同に行うことができたが、農業の近代化と非農業者世帯の増加により、各作業の担い手がその受益者に限定されるという一般的傾向は本論文の対象地域にもあてはまった。しかしながら下仁行班においては、現物形態としての労務提供の面では、個別的対応から共同作業へと作業形態が変わっている。また区費から農業用水の管理に費用負担する小泉・漆原区のように、農業従事者が減る一方で区費に占める均等割の割合は高まっている。さらに新保区のように高齢化と担い手不足に悩みながらも区内で解決する方法が模索されている。今日の居住者と生産者との乖離の中で地域の再生産条件をどのように維持していくかという問題は、生産者・関係者のみによる解決を求める方向、貨幣的な解決を求める方向、地域の再生産の条件として捉えなおし居住者を含む全員による解決を求める方向が考えられる。中山間地域のような広大な地域資源を抱える条件不利地域では、貨幣的な方向だけでは地域を維持保全することは不可能であり、生産条件を地域全体の生活条件としてとらえなおすことによる地域共同管理が、より望ましいと考えられる。また貨幣的解決を求める場合にも、どのような方法でどこに求めるかということと合わせて、どのように配分されるのかが重要である。さらに、地域共同管理を超える範囲の地域や水系単位での専門的知識や技術、貨幣的支援等が、有機的連関を持つことが合わせて重要である。

『2000年世界農業センサス農業集落調査石川県報告書』によれば、「農業関

連施設の管理」についても、農業集落で「農道を管理」する集落が82.1%で「集落内全戸に出役義務」を課すところが47.2%、「農業用排水路」を管理する集落が89.2%、「集落内全戸に出役義務」を課すところが46.4%で³⁴、いずれも半数近い集落が非農家の協力を得て地域で管理していることがわかる。さらに、三井地区の3つの共同管理の事例を見れば、センサスにおいて農家のみの出役義務となっている用排水路が、集落全体の「道路愛護運動」としての草刈と同日一斉に行われ、さらに区財政に管理費が負担されていること等の例に見られるように、実態としては非農家も何らかの形で管理に関わっている地域の方が多いといえるだろう。

農業水利施設を地域で共同管理する方法は、かつては農業や農村の近代化の阻害要因と捉えられ、個別化、近代化が求められた³⁵。しかし近年では農業の機械化、大規模化の疎外要因、克服の対象としての共同体的性格の把握よりも、地域の主体的関与、共同管理について注目されている。山本えり子は、私的経営資本としての圃場経営が地域の治水等水利体系に果たす役割をみて、水利施設の社会資本としての位置付けを行い、その公共性の実現を管理主体との関係で論じている³⁶。東郷佳朗は、入会権にもとづく入会地の「共用」³⁷や、環境問題の解決法として注目される近年のコモンズの議論をヒントに、農業用水のコモンズとしての位置付けを行い、その利用主体、管理主体について農業関係者にとどまらない地域住民一般への変容の可能性と、旧慣としての慣行水利権が権利主体にとって地域の水環境について住民が連帯して対抗しうる「共同的権利」として再解釈を試みている³⁸。この「共同的権利」は単に従来の住民だけでなく、水系や都市部の住民まで広がりを持った権利として見据えられている。水を含めた地域共同管理対象としての地域資源を「共同的権利」として捉えるとき、条件不利地域のもつ公益的機能を考えれば、当該地域の範囲を超えたところの人々や団体にとっての「共同的義務」として捉え返すことも必要であるように思われる。条件不利地域のもつ公益的機能は、長年にわたる当該地域の共同管理によってのみ可能とされてきた。地域の実情に即した地域共同管理を原則とし、それを可能にするような政策的プログラムや財政的支援があって初めて、効率性を追求して推進されるはずの市町村合併はその効果を発揮することができると考えられる。

注

- 1 石川県内では、2004年3月1日に高松町、七塚町、宇ノ気町の合併によるかほく市が誕生したほか、9組の合併協議会が設置されている。奥能登7市町村では、輪島市、門前町、穴水町による合併、内浦町、柳田村、能登町による合併に向けた取り組みがそれぞれの間で進んでいたが、本論文の対象地区の含まれる輪島市については、単独市制を継続することとなった。また、原発立地問題を抱えていた珠洲市は隣接の内浦町との合併を希望しているが、内浦町側は住民アンケートの結果を元にすでに柳田村、能登町との合併にむけて動き出していることを理由に固辞している。
- 2 例えば、長野県栄村では村単独で、圃場整備事業としての「田直し事業」、道路改良事業としての「道ふみ支援事業」を実施している。マニュアルや図面にとらわれない地元住民の土地勘や熟練を元に整備実施され、事業費・地元負担金を通常の公共事業より低く抑えることにも成功している。高橋彦芳「長野県栄村の選択－村単独水田圃場整備「田直し事業」－」『都市問題』89巻4号、1998年4月、高橋彦芳・岡田知弘『自立をめざす村－一人ひとりが輝く暮らしへの提案－（長野県栄村）』自治体研究社、2002年等を参照。
- 3 『都市問題』第90巻3号（1999年3月）特集「市町村の規模と行政サービス－合併・広域行政論の検討－」、高島拓哉「市町村合併についての批判的考察」『大分大学経済論集』52巻4号等を参照した。
- 4 市町村数の推移は以下の通りである。

	関係法令	全国	石川
1888（明治21）年		71,314	2,519
1889（明治22）年	市制町村制施行	15,859	274
1947（昭和22）年	地方自治法施行	10,506	179
1953（昭和28）年	町村合併促進法施行	9,868	180
1961（昭和36）年	新市町村建設促進法一部失効	3,472	43
1999（平成11）年		3,229	41

全国の市町村数については総務省ウェブサイト

<http://www.mhago.jp/gapei/index.html> より資料を入手し、作成。

石川の市町村数については『石川県市町村勢要覧』及び『広報わじま』2002年1月号より作成。

- 5 明治期の町村合併により旧町村は部落になったが、町村と部落はそれぞれ町村費、部落協議費をもって財政活動を行ってきた。両財政の関係は、その政治的経済的情勢によって負担関係が様々であった。特に学校建設等土木費については町村財政でまかなえない場合には部落財政で負担された。両者の関係について、鳥越皓之は「振り子の関係」と述べる（鳥越皓之「部落団体の展開過程」『社会学評論』23巻3号、日本社会学会、1972年。『地域自治会の研究』ミネルヴァ書房、1994年、38ページ参照。）。さらに、地域において農業従事世帯が多く農村的性格が強まるほど、その自治会等住

民自治組織の土木費、水利費、消防費、神社費等が多くなる傾向がある。さしあたり高橋明善「部落構造展開の二類型—戦後の部落構造展開の基点」東京大学教養学部社会科学科『社会科学紀要』第8集, 1958年, 金沢市長会連合会『金沢市と町内会』1967年等を参照。

6. そもそも現在の日本の基礎的自治体は規模が大きいとされ、さらなる地域的限定をもった狭域行政を必要とする議論がある。山田光矢氏は、日本における現行の市町村合併と地方公共団体の広域化の方向について、「効率的な地方行政の推進と民主的な地方行政の推進を同時進行するためには、実際の行政主体としてある程度広域的な基礎的の地方公共団体を設置すると同時に、住民が日常生活を営む範囲でパリッシュに類似する第三層の地方公共団体を設置する必要がある。」としている(山田光矢「パリッシュに学ぶ日本の地方自治制度改革の一つのありかた」『季刊行政管理研究』83号, 1996年9月, 13ページ)。
7. もちろん法制度は単に政府が上から制定するのではなく、様々な利害対立の法的調整として制度化されるものである。明治期以降の地主層の階層分化、近代化、工業化、都市化等を背景としている。西頭徳三『土地改良費用負担論』大明堂, 1991年, 旗手勲『土地投資と不動産・水資源』日本経済評論社, 1992年等を参照。
8. 2000年1月農林漁業金融公庫の北海道・東北・北陸地域の土地改良区に対するアンケートでは、維持管理実施法では「基幹の施設については土地改良区が直轄管理し、末端施設は下部組織が管理している」が最も多く44.7%, 「下部組織が管理している」が10.2%を占めた。さらに、「末端施設を下部組織が管理」及び「下部組織が管理」を含め、下部組織が何らかの形で管理に関わっているものが61.4%にのぼることから、水利技術や施設の高度化が進んでも依然として専門的機関がすべてを担いきれないことがわかる(『担い手稲作農家における土地改良負担の現状と課題』(長期金融第87号), 農林漁業金融公庫, 2002年, 28ページを参照)。
9. 陣内義人「水利用主体の形成条件の解明に関する研究」『農業水利施設系における水管理のシステム化に関する総合研究(昭和53年度委託事業成績報告書)』(佐賀大学農学部農業経営経済学教室)1979年。
10. 永田恵十郎・南侃編著『農業水利の現代的課題』農林統計協会, 1982年, 340ページ。
11. 陣内(前掲注9), 18~19ページ。
12. 永田・南(前掲注10), 351ページ。
13. 永田恵十郎『地域資源の国民的利用』農山漁村文化協会, 1998年, 濱田健司「労働力を再生産するための地域資源概念に関する一考察—地域資源概念及び地域資源類型区分—」東京農業大学農業経済学会『農村研究』89号, 1999年9月を参照。地域資源は地域共同管理概念との関係で言えば、地域共同管理対象として捉えることができる。
14. 大窪一志「生活協同と公共性」(特集新たな公共性を求めて)『唯物論研究年誌』第5号, 青木書店, 2000年, 60ページ。
15. 農業センサス及び農業集落研究会『日本の農業集落』農林統計協会, 1977年を参照。

- 16 「地域共同管理」は中田実（中田実「地域問題と地域住民組織－地域共同管理主体形成論序説－」1980年、『地域共同管理の社会学』東信堂、1993年所収）によれば、「所有と利用にわたる土地と人間とのかかわりを『管理』として統一かつ重層的にとらえ、管理にかかわる（かかわりうる）地域住民（地域に基盤を置く事業所等を含む）の組織と機能について、その展開と特質を、全体社会の経済的、政治的構造とかかわらせて理解しようとする」（iiページ）概念であり、「管理とは」、「当該地域共同組織の性格（構成員の階級構成と地域権力の構成）にそって、地域内の土地（利用のあり方）とそこで『共同社会的消費手段』を中心とする地域生活（生産）諸条件に働きかけて、構成員が継続して、有効に利用しうるように、これを適切な状態に維持・改良し、さらにそのために構成員」「を秩序づけることである」（38ページ）。
- 17 例えば、対象地区となる輪島市三井地区内の県道において、除草業務の一部については県が民間委託している（入札の上、例年同地区内の土木建築業者が事業を請負う）。近年の同地区内の除草に関わる県道の維持管理支出額は以下の通りである。

年 度	総延長 (m)	総面積 (㎡)	事業額 (円)
1999 (平成11) 年度	6,490.0	7,590.00	1,312,500
2000 (平成12) 年度	5,911.0	8,538.30	1,207,500
2001 (平成13) 年度	8,224.5	14,496.50	1,680,000

石川県輪島土木事務所維持管理課資料より作成。

- なお石川県輪島土木事務所維持管理課担当者によれば、予算の制約上すべての要望・要請に対応できないため必ずしも実績として除草に関わる事業額は増えるとは限らないが、実感として地元住民から県への除草等道路維持管理に関する要請・要望は年々増えているとのことである。県支出による除草は、主として集落や民家の途絶える県道沿いで見通しの悪い箇所に関わり行われ、集落や民家沿いの県道については、夏の「道路愛護運動」による地域住民の作業によるところが大きい。また市道については、巾3m以下の箇所については集落による維持管理が基本であり、県道よりもさらに地域住民の作業によるところが大きい。
- 18 本論文では取り上げることはできないが、地域共同管理はその歴史や生活様式の点から、都市部においてもその重要度を増している。「社会的共同消費手段」（宮本憲一『社会資本論』有斐閣、1967年）を前提とする生活様式にありながら、その共同管理が存在してこなかったために、都市部では共同管理をどのように創出するかという問題を抱えている。一方、本論文で取り上げる地域は少なくとも藩政期には既に「むら」が形成されていた地域としての農村部であり、共通の生産・生活条件の維持のための地域共同管理の長い歴史を持つ。ただし農村部の場合には、過疎化や高齢化で地域共同管理の維持という問題を抱えている。従来の地域共同管理に新しい条件を加えていくのか、全く新しく創出するかといった違いはあるが、都市部と共通する問題を抱えている。
- 19 石川県輪島市は、2000年度より過疎地域自立促進特別措置法による過疎団体に指定

- されている。また輪島市を含む奥能登7市町村はすべて過疎団体と指定されている。
- 20 本論文の対象地区である輪島市三井地区における仁行区、小泉・漆原区、新保区の水利用は以下の通りである。仁行区については、下仁行班の2つの揚水ポンプ利用の農業用水を含むすべての農業用水が慣行水利権である。また小泉・漆原区の井ブタポンプについては1978年県単土地改良事業の際のポンプ設置と同時に許可水利権に切り替わっているほか、頭首工から自然流入している4つの農業用水については慣行水利権である。新保区については、樋見ポンプについては慣行水利権のままである。一本橋ポンプについては、1975年団体管土地改良事業の際に輪島市土地改良区が許可水利権の手続きを完了したが、その後小泉・漆原区の井ブタポンプと同様に1978年県単土地改良事業の際に水利権が新保区に譲渡された。いずれも小規模水利施設であることから、利用主体、管理主体、権利主体が区および関係受益者を中心としており、基幹的水利施設のような、利用・管理・権利に関わる主体が重層構造をとることがない。しかし、本論文の対象地区のような小規模水利施設では、利用・管理・権利主体が同一であることから、施設の受益を受益耕作者及び土地所有者のみと限定される傾向が強く、関係受益者のみが維持管理することが困難になりつつある今日では、本論文の示すように区や班における対応だけでなく、地方公共団体側からも、地域共同管理を原則としそれを可能とするような政策的プログラムを提示することが必要となっているだろう。そのことは何よりも、中山間地農村を維持し、そこに期待される公益的機能の増進を可能にする条件となるからである(注22を合わせて参照のこと)。
- 21 豊かな自然環境の維持、すなわち水供給のための水源涵養機能、土砂災害や洪水災害の防止機能、土地の滋養と下流域や海洋における動植物への豊かな養分の供給機能、温暖化防止、景観保護等、様々な役割が期待される。このような公益的機能の多くは、継続的な農林業による農地や山林、河川や水路や農林道等の適切な維持管理を同時に必要とする。
- 22 中山間地域への財政支援として中山間地域直接支払制度があるが、輪島市三井地区の各農業集落(各区)における中山間地域直接支払交付金額(2001(平成13)年度実績)は以下の通りである。

協定集落	協定参加者数	面積 (㎡)	交付金額 (円)	共同取組活動充当額 (円)	農業者等への配分 (円)
長沢	40	133,556	1,068,448	1,068,448	0
仁行	78	295,367	5,811,446	5,811,446	0
本江	46	270,682	2,630,999	1,320,761	1,310,238
新保	14	12,508	150,842	75,842	75,000
内屋	43	164,057	1,401,281	1,401,281	0
市ノ坂	57	129,947	1,498,515	1,498,515	0
中	35	162,262	1,917,403	1,117,403	800,000
興徳寺	28	73,487	784,170	431,294	352,876

輪島市産業経済部農林水産課資料より作成。

なお、交付金額の最も多い仁行区では、半額を区内の農道及び用水路の修繕事業に使用する計画であり、半額は7つの班に班活動費として配分することとした（活動内容は班ごとに自由に決定する）。交付対象となった地域の中には、交付条件の一つである下刈等の公益的機能増進活動の担い手が集落では確保できず、交付金の大半が下刈雇用代金として費やされるという事例もある（輪島市三井地区ヒアリングより）。このことは、貨幣的な支援のみでは地域の生活条件を維持することが不可能であることをよく示しているように思われる。

23 大和町は三井地区に属するが、大和町代表者は三井地区区長会には所属しない。他の区の住所が「輪島市三井町長沢」等と表記されるのに対し、大和町のみ「輪島市大和町」と表記される。ヒアリングによれば、戦前期頃に三井地区外から移住してきた世帯を中心として形成されている町である。大和町は、三井地区との関係において三井地区関係協力金のうち、「公民館協力費」、「道路促進同盟会費」、「消防協力費」、「防犯協力費」、「フェスティバル協力費」、「輪島市福祉協議会会費」、「共同募金」については三井地区に支払うが、「区長会費」及び「あて祭神事」に関する経費については支払わない（輪島市三井地区資料より）。

24 郷社祭には、本江区と仁行区の入会神社の郷社祭と、三井地区を上三井と下三井のふたつに分けるそれぞれの郷社祭がある。上三井と下三井の郷社祭については、日清戦争の合同祝勝祭が元になっているとされる（『石川県鳳至郡誌』を参照）。

明治以降の農村は、町村合併以降の政治的経済的変化の中で「擬似共同体」（岩本由輝「戦前における農政と村落」『村落社会研究』第21集、御茶の水書房、1985年、4ページ）として再編成された。だがこの再編成の際に、それまでの地域的枠組が大きな役割を果たし、町村合併を繰り返し地方公共団体としての地位を失った後においても、旧村を基本的な単位とした行事がその時々で新たな意味付けを加えられながら、現在まで継続していることには注意が必要である。

25 水利台帳による数字は石川県輪島土木事務所保管資料による。実際の取水口数はヒアリングによる。また注20を合わせて参照のこと。

26 各区のヒアリングより。なお、用水路掃除等は、「江ざらい」、「用水堀」（小泉・漆原区）、「江掘」（新保区）、「井堀」（市ノ坂区）、「用水あげ」（細屋区）等、様々な呼び方がある。

27 2000（平成12）年に輪島市による三井地区の水道拡張計画に伴う意向調査が行われた。回答率は68%であり、そのうち負担金を払っての加入希望率は60%であった。（輪島市産業経済部水道課資料より）。注28も合わせて参照のこと。

ヒアリングの中では、水道は生活のためにはもちろんのこと、過疎をくい止め若者の定住を促す点が必要であるという声が聞かれた。輪島市議会の中でも2000（平成12）年9月定例会、2000（平成12）年12月定例会、2001（平成13）年6月定例会の中で議員質問が出された（『輪島市議会だより』各号より）。しかし一方で、無償の水が有償になることへの反対意見も根強い。特に高齢者のみの世帯では加入負担金を支払って

- まで加入することに同意できない世帯が多いという。山水、沢水をひくためには、水量や水圧の安定のために導水管やタンクなどを定期的に維持管理する労力が必要であるが、労力そのものを負担に感じることはないという。
- 28 三井地区では、小泉・漆原区のほか、長沢区の一部に簡易水道が敷設されている(1992(平成4)年度利用開始)。また洲衛区では能登空港整備関連事業として上水道が敷設済み、下水道が敷設中である(下水道完備後の加入を希望する世帯が多いため、上水道利用世帯はほとんどない(2002年2月現在輪島市水道課ヒアリングより))。なお、現在、洲衛区を除くすべての三井地区への上水道敷設計画があり、2002年度に三井地区水道委員会(各区より委員を2名選出)が区長会を通じて設置されている。注27も合わせて参照のこと。
- 29 小泉・漆原区の地価割は、それぞれの所有地について係数が定められており、係数を地価に乗じて各戸の地価割額が決定される。係数は大きな順に、宅地、耕地整理済みの田、耕地未整理の田、植林済みの山、雑木の山、畑である。また同じ三井地区でも仁行区の場合には、区内所有の田畑と山林の評価額によって地価割額が決定され、宅地などは対象にならないほか、戸割(均等割):地価割がおおよそ45:55になるようにしている(輪島市三井地区ヒアリングより)。
- 30 区内の世帯の区費徴収比率の場合には均等割:地価割が3:1程度、均等割:区内外の土地所有者を含めた地価割は3:2となる。
- 31 高齢化と後継者の不在により農業を続けることが困難になりつつある状況に対し、可能ならば他所の人ではなく区内の人に請負を依頼したいという声が聞かれた(ヒアリングより)。
- 32 玉城哲『水社会の構造』論創社、1983年、187ページ。
- 33 貨幣関係の媒介の意味は、今日の地域通貨や有償ボランティア等の議論を考える時に意味を持ち、単なる共同体的関係の崩壊過程ととらえるのではなく、新しい関係の創出という側面を合わせて見るべきと考える。
- 34 北陸農政局統計情報部『2000年世界農業センサス農業集落調査石川県報告書(平成12年2月1日現在)』、25ページ。
- 35 住谷一彦「村落共同体と用水強制」『社会学評論』第11号、1953年(住谷一彦『共同体の史的構造論』有斐閣、1963年所収)、高橋正郎・森昭『自治体農政と地域マネジメント』明文書房、1978年等を参照。
- 36 山本えり子「社会資本論的視点からみた水管理主体-農業水利に着目して-」北海道大学教育学部『北海道大学教育学部紀要』第50号、1988年。
- 37 戒能通孝『入会の研究』1944年(1958年再刊版)。
- 38 東郷佳朗「慣行水利権の再解釈-「共」的領域の再構築のために-」早稲田大学法学会『早稲田法学会誌』第50巻、2000年。